

# 小田原市立千代小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法により、千代小学校は「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」）を策定し、それが実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制を決め、全教職員でいじめの問題に取り組むこととする。

「学校基本方針」は、「いじめの防止」（未然防止のための取り組み等）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までの一連の内容とする。

また、それらを実行に移す「組織」について設置する。その「組織」は、未然防止から早期発見・早期対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や教育課程に位置づけられて行われる取り組みの企画や実施する。さらに計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取り組みの有効性の検証と共に、ひいては「学校基本方針」につけ加える。

## 1 いじめ防止等に関する学校の考え方

### (1)いじめ対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、本校の教職員は、「いじめは、全ての児童に関係する問題である」という基本認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止等の対策に全力で努めていく。

### (2)いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。また、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分に理解する必要がある。

そこで、「いじめをしない、させない、ゆるさない」をキーワードとし、いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発を図るとともに、家庭、地域社会、関係諸機関との連携の下、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応・早期解決」に努める。

## 2 いじめ防止等に関する内容

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要である。

そこで、教職員全員が、いじめを絶対に許さないという毅然とした態度を持つとともに、常に次のような視点を意識し、児童への指導にあたる。

- \* 児童の悩みを、敏感に察知していく。
- \* いじめられていそうな児童がいたら、すぐに声をかけていく。
- \* 一人ひとりに命の大切さを投げかけ、良好な人間関係をつくっていく。

### (1) 未然防止の考え方

- ・すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、児童全員を対象とした事前の働きかけや、未然防止の取り組みを行うことで、合理的で有効な対策とする。
- ・未然防止の基本は、すべての児童が安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

### 教師に求められること

- ・すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上はもちろん、いじめを始めとした児童指導上の諸問題の未然防止につながる。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする例も見られるので注意が必要である。

### 児童に育むこと

- ・他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり合いながら絆づくりを進め他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことが未然防止につながる。
- ・「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」ということについての指導を年間計画に位置づけたうえで、どの学年・学級においても必ず指導をする。
- ・いじめに結びつきやすいストレスを抱えている児童への対応については、ストレスを生まない学校づくりを進める。また、他者への尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールするなどの方法が考えていく。
- ・きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った児童ならい

たずらにいじめの加害に向かうことはない。すなわち、規律、学力、自己有用感が大切である。

## (2)いじめの未然防止のための取組

- 集団を育てる
  - ・ 子どもの心に寄り添った学級経営
  - ・ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり
  - ・ 心通い合う全校集団づくり（なかよし班活動・自発的な委員会活動 等）
- 心を育てる
  - ・ 心に響く「道徳の時間」、人権パンフレットを活用した「いじめ防止学習」
  - ・ 保護者・地域との連携と情報共有のための学校だよりの発行
  - ・ おだわらっ子の約束と挨拶運動や勇気ある行動の実践
  - ・ 自然や地域とのふれあい体験学習
- 教職員の人権感覚を高める
  - ・ 不祥事防止研修会
  - ・ 人権研修会

## 3 早期発見の考え方と進め方

- ・ 基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。
- ・ 早期発見のために、気になる変化や行為について5W1H(いつ、どこで、誰が、何を、どのよう)に付箋紙等にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。また、個人ノートの活用など今まで行ってきたことをより意識的に行い、積極的に活用する。
- ・ 児童から気軽に相談されるために、普段から児童の健康や生活の把握するため、アンケートや定期的な個人面談を行う。
- ・ 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

## (1)いじめの早期発見のための取組

- 児童の様子を観察
  - ・ 健康観察時の声や表情
  - ・ 授業中の反応
- アンケートなどの実施
  - ・ 定期的、継続的なアンケート（6月、11月）

- ・ 日常的な児童からの聞き取り（悩みを話せる良好な人間関係づくり）
- 教育相談の実施
  - ・ 定期的な実施（7月、11月）
  - ・ 担任に限らず、多くの関わりを通しての教育相談

#### 4 発見したいじめに対する対処の考え方と進め方

- ・ いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめ対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの「組織」が責任を持つ。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、教職員は児童が自分の問題として捉えるような教育活動を考え、いじめは絶対許さない行為であり、根絶しようとする思いをもたせる。
- ・ 通常考えられるいじめ対応は、この「組織」が行い、「重大な事態」とされた場合には、市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。

##### (1) いじめの早期解決のための取組

- 迅速に
  - ・ まずはすぐに動く
- 丁寧に
  - ・ 話を聞くのはじっくりと
  - ・ 指導、支援も丁寧に
- チームで
  - ・ 「報告、連絡、相談」の確認
  - ・ 複数での事実確認と指導、支援
  - ・ いじめられている児童の心のケア

##### (2) いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

通常時は、いじめの防止等を実効的に行うため、職員会議時に「児童指導全体会」を、月1回「児童指導委員会」を開催し、いじめ事案（疑いの場合も含む）発生時は、「いじめ対策委員会」を緊急開催し、早期解決にあたる。

- ① 組織の設置
  - ・ 児童指導全体会

- ・児童指導委員会
- ・いじめ対策委員会

② 組織の構成員

- ・全教職員
- ・各学年代表
- ・全教職員（必要に応じて、スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等、専門家の参加を求める）

③ 組織の役割

- ・配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。
- ・児童の学校生活についての情報交換、及び共通行動について話し合うとともに、基本方針に基づく、いじめ防止の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

④ 年間計画

別紙「令和〇年度 小田原市立千代小学校 いじめ防止指導等年間計画」

**組織「千代小学校いじめ対策委員会」**

校長 教頭 教務主任 総括教諭

教育相談コーディネーター 千代中カウンセラー

**役割** 学校の実態把握のための資料収集 全教職員

年間計画の策定 教務主任

各取り組みの実施時期

取り組みの検証

未然防止の推進 総括教諭

実施 進捗状況 定期的検証

教職員の共通理解と意識啓発 総括教諭

資質向上のための校内研修等

児童・保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取 教頭

面談や相談の受け入れ、集約 教育相談コーディネーター 担任 養護教諭 学年代表 他

## 5 重大事態への対処について

### (1) 重大事態

① いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

→①②の場合、学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手する。

③ 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合

→ 学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

### (2) 重大事態発生時の調査・報告

① 重大事態が発生した旨を、小田原市教育委員会に速やかに報告する。

② 小田原市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、関係機関の助言者等の専門家を参加要請し、いじめ対策委員会を緊急開催する。

③ いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

### (3) 児童・保護者への情報提供

上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供していく。

### (4) フローチャート（別紙「いじめ事案へのフロー図」）

## 6 その他

### (1) 学校基本方針の点検と見直し等

必要に応じて、取り組みが実情に即して適切に機能しているかどうか点検し、見直しを行う。